

伊豆の国市新生活応援補助金交付要綱

制定 令和2年8月7日告示第134号

改正 令和3年4月1日告示第71号

改正 令和4年3月31日告示第77号

第1 趣旨

市長は、伊豆の国市（以下「本市」という。）への移住及び定住を促進するため、静岡県外から本市に移住し、定住しようとする若年世帯等に対し、予算の範囲内において、住居費及び引越費用の一部（以下「応援補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、伊豆の国市補助金等交付規則（平成17年伊豆の国市規則第33号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 令和2年4月1日以降に本市へ住民票を異動し、生活の本拠を本市へ移すことをいう。
- (2) 定住 本市に5年以上継続して居住することをいう。
- (3) 若年世帯等 若年世帯及び子育て世帯をいう。
- (4) 若年世帯 申請する日において、夫及び妻がいずれも40歳未満の夫婦（戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による婚姻の届出をし、受理された夫婦をいう。以下同じ。）を含む世帯をいう。
- (5) 子育て世帯 申請する日において、小学生以下の子どもを含む世帯をいう。
- (6) 住居費 移住及び定住を機に新たに本市内に住宅を購入した購入費又は賃借する際に要した賃料等をいう。
- (7) 引越費用 本市に移住及び定住するための引越しに要した費用のうち、引越業者又は運送業者に支払った費用をいう。

第3 対象世帯

応援補助金の交付の対象となる世帯は、世帯を構成する18歳以上の者（以下「世帯構成員」という。）が次の各号に掲げる要件を全て満たす者で構成する若年世帯等とする。

- (1) 本市に移住し、かつ、定住しようとする者であること。
- (2) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

- (3) 移住した日の属する年度の前年度において、市区町村税を滞納している者でないこと。
- (4) 日本人である、又は外国人であって永住者、日本人の配偶者、永住者の配偶者、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有する者であること。
- (5) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けている者でないこと。
- (6) 伊豆の国市商工会が実施している伊豆の国市住宅新築及びリフォーム助成事業による助成の交付を受けていない、又は申請時において受ける予定がないこと。
- (7) 夫婦の移住した日が異なる場合は、最初に移住した者の移住日から最後に移住した者の移住日までの期間が3月以内であること。
- (8) その他市長が適当でないと認めた者がいないこと。

第4 応援補助金の額

応援補助金の額は、若年世帯は100,000円、子育て世帯は200,000円とする。
この場合において重複して条件を満たす場合は、子育て世帯の額とする。

第5 交付の申請

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 伊豆の国市新生活応援補助金交付申請書（様式第1号）
 - イ 新生活応援補助金の交付申請に関する誓約書兼同意書（様式第2号）
 - ウ 暴力団排除に関する誓約書（様式第3号）
 - エ 世帯を構成する全ての者の記載がある本市の住民票
 - オ 世帯構成員の移住した日の属する年度の前年度において、滞納のないことを証する市区町村税の完納証明書又は非課税証明書
 - カ 住居費又は引越費用が確認できる領収書等の写し
 - キ その他市長が必要と認める書類

- (2) 提出期限

移住した日（夫婦の移住した日が異なる場合は、最後に移住した者の移住した日）から起算して6月を経過した日又は移住した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日まで

第6 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 応援補助金の交付申請に関する領収書等関係書類を整理し、及びこれらの書

類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

- (2) 応援補助金の交付の確定を受けた日から起算して5年以上継続して世帯構成員が本市に居住すること。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。
- (3) 応援補助金に関する報告及び立入調査について、本市から求められた場合には、それに応じなければならないこと。

第7 請求の手続

- (1) 提出書類 1部
請求書（様式第4号）
- (2) 提出期限
交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過する日まで

第8 応援補助金の返還

市長は、応援補助金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合には、応援補助金の全額又は半額の返還を請求することとする。ただし、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 全額の返還
 - ア 虚偽の申請等をした場合
 - イ 応援補助金を申請した日における世帯構成員が、申請日から起算して3年未満に本市から転出した場合
- (2) 半額の返還
応援補助金を申請した日における世帯構成員が、申請日から起算して3年以上5年以内に本市から転出した場合

第9 補則

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和2年度分の応援補助金から適用する。

附 則（令和3年4月1日告示第71号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和4年3月31日告示第77号）

（施行期日）

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの告示の相当する様式により提出された申請書等とみなす。

3 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

様式第1号 (用紙 日本産業規格A4縦型)

伊豆の国市新生活応援補助金交付申請書

年 月 日

伊豆の国市長 宛

住所

(フリガナ)

申請者 氏 名

電話番号

新生活応援補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 _____ 円

2 世帯構成員

若年世帯 ・ 子育て世帯 (いずれかを○で囲ってください。)

氏 名	続柄	生年月日	移住した日	前住所
	年齢			
	世帯主	年 月 日	年 月 日	
	歳			
	歳	年 月 日	年 月 日	
	歳	年 月 日	年 月 日	
	歳	年 月 日	年 月 日	
	歳	年 月 日	年 月 日	
	歳	年 月 日	年 月 日	

3 定住する意思の確認 (該当する欄に○を付けてください。)

申請日から5年以上継続して、伊豆の国市に居住する意思について	意思がある	意思がない
--------------------------------	-------	-------

様式第2号（用紙 日本産業規格A4縦型）

新生活応援補助金の交付申請に関する誓約書兼同意書

新生活応援補助金の交付申請に当たり、次のとおり誓約し、及び同意します。

1 誓約事項

(1) 応援補助金に関する報告及び立入調査について、伊豆の国市から求められた場合には、それに応じます。

(2) 応援補助金の交付を受けるに当たり、伊豆の国市新生活応援補助金交付要綱の趣旨を理解し、5年以内に転出した場合は、以下の区分により補助金を返還することをここに誓約します。

ア 申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合又は申請日から3年未満に伊豆の国市以外の市区町村に転出した場合：全額

イ 申請日から3年以上5年以内に伊豆の国市以外の市区町村に転出した場合：半額

2 同意事項

上記1(2)の誓約事項が遵守されているか確認するために、伊豆の国市が住民基本台帳に記録されている事項を閲覧することに同意します。

年 月 日

伊豆の国市長 宛

住 所

氏 名 (署名又は記名押印)

氏 名 (署名又は記名押印)

様式第3号（用紙 日本産業規格A4縦型）

暴力団排除に関する誓約書

伊豆の国市新生活応援補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約します。

また、伊豆の国市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

記

次に掲げる者のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団（伊豆の国市暴力団排除条例に規定する暴力団をいう。）
- (2) 暴力団員等（伊豆の国市暴力団排除条例に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者
- (4) 暴力団員等の反社会的勢力
- (5) 暴力団員等の反社会的勢力と関係を有する者

年 月 日

伊豆の国市長 宛

住 所

氏 名 (署名又は記名押印)

氏 名 (署名又は記名押印)

様式第4号（用紙 日本産業規格A4縦型）

請 求 書

金 _____ 円

ただし、 _____ 年 月 日付け _____ 第 号により補助金の交付の確定を受けた伊豆の国市新生活応援補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

伊豆の国市長 宛

住 所

氏 名

印

口座振替先金融機関名

口座種別

口座番号

口座名義